

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則（以下「会則」という。）

第11条第3項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事務局)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、守山市総合政策部に置く。

### (所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

### (職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる守山市職員をもって充てる。

2 前項に定める職員のほか、必要に応じ非常勤職員および臨時職員等を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任命する。

### (職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 副局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局次長は、副局長を補佐し、副局長に事故があるとき、または副局長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

### (服務)

第6条 職員の服務については、守山市職員服務に関する規程（昭和30年1月15日訓令第2号）の例による。

## 第2章 決裁

### (決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会の会議（以下「会議」という。）の招集に関すること。
- (2) 会議に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要であると認められる事項に関すること。

#### (専決事項)

第8条 事務局長および事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、特に重要または異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

#### (代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

### 第3章 文書の取扱い

#### (文書の管理および取扱い)

第10条 文書には、「国障守実委」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

- 2 処理済の文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなければならない。
- 3 会則第15条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を守山市へ引き継ぐものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、守山市文書管理規程（平成10年7月1日訓令第6号）の例による。

### 第4章 公印

#### (公印)

第11条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体および用途は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。
- 3 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、守山市公印規則（昭和63年9月1日規則第24号）の例による。

### 第5章 財務

#### (旅費および費用弁償)

第12条 職員の旅費の額およびその支給方法については、守山市職員の旅費に関する条例（昭和30年1月15日条例第13号）の例による。

- 2 市外に在住または在勤している実行委員会の委員等が、会議への出席のために、市外から鉄道および路線バスを利用して旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合またはその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによる。

#### (予算)

第13条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第 14 条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第 13 条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 15 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 16 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第 17 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、守山市財務規則（昭和 39 年 7 月 1 日規則第 6 号）その他の守山市の財務に関する規則等の例による。

## 第 6 章 補則

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

## 付 則

この規程は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所掌事務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。 (2) 会議の開催運営に関すること。 (3) 実行委員会の事業計画および事業報告に関すること。 (4) 実行委員会の予算および決算に関すること。 (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	総合政策部長
副局長	総合政策部次長
事務局次長	総合政策部スポーツ振興課長
事務局職員	総合政策部スポーツ振興課職員

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答 および報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員、臨時職員等の任免 手続きに関すること。	○	
(3) 非常勤職員、臨時職員等の服務 に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 旅行の命令に関すること。	委員等、副局長、事務局次長	事務局職員、非常勤職員、臨時職員等
(6) 予算の執行に関すること。	1件の予定価格が500万円以上のもの	1件の予定価格が500万円未満のもの
(7) その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの

別表第4（第9条関係）

決裁権者	代決者
------	-----

会長	会長があらかじめ指名する実行委員会副会長
事務局長	副局長
事務局次長	事務局次長があらかじめ指名する職員

別表5（第11条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 守山市実行委員会会長之印	正方形	27 ミリメートル	てん書	会長名を もってする文書
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 守山市実行委員会事務局長之 印	同上	24 ミリメートル	てん書	事務局長名を もってする文書